

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年10月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000110号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000054号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額を52万5,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月12日

A社から、育児休業期間中である平成19年12月12日に賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る2007年12月度賞与明細及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間において同社から52万5,000円の標準賞与額に相当する賞与(52万5,900円)の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細において確認できる賞与額から、52万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000046号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000055号

第1 結論

請求期間のうち、平成23年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成28年12月1日から平成29年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成23年9月から平成25年8月までは15万円から22万円、平成28年12月から平成29年6月までは24万円から30万円とする。

平成23年9月から平成25年8月まで及び平成28年12月から平成29年6月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和58年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月21日から平成29年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、標準報酬月額が実際に支給されている給与額と比べて低い額となっているとして、記録の訂正を求めている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成22年7月から平成25年8月までは15万円、平成25年9月から平成27年8月までは22万円、平成27年9月から平成29年6月までは24万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票並びにA社が保管している給与明細書及び賃金台帳（以下、併せて「給与明細書等」という。）によると、平成22年7月21日から平成23年9月1日までの期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額（平成22年7月から同年9月までは24万円、平成22年10月及び同年11月は22万円、平成22年12月は20万円、平成23年1月から同年3月までは22万円、平成23年4月は20万円、平成23年5月及び同年6月は22万円、平成23年7月は20万円、平成23年8月は24万円）及び平成23年9月1日から平成29年7月1日までの期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成23年9月から平成27年8月までは22万円、平成27年9月から平成28年11月までは24万円、平成28年12月から平成29年6月までは30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認又は推認できるものの、当該請求期間について、事業主により給与から源泉控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成22年7月から平成25年8月までは15万円、平成25年9月から平成27年8月までは22万円、平成27年9月から平成29年6月までは24万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の訂正は認められない。

一方、請求期間のうち、平成23年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成28年12月1日から平成29年7月1日までの期間については、上述の給与明細書等により、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成23年9月から平成25年8月までは22万円、平成28年12月から平成29年6月までは30万円）は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（平成23年9月から平成25年8月までは15万円、平成28年12月から平成29年6月までは24万円）を上回ることが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額を平成23年9月から平成25年8月までは22万円、平成28年12月から平成29年6月までは30万円とすることが必要である。

ただし、平成23年9月から平成25年8月まで及び平成28年12月から平成29年6月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000075号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000056号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月から昭和46年3月まで

A社に係る厚生年金保険の記録について、平成31年4月に訂正は認められない旨の決定通知書を受け取った。処分結果に納得できないため、令和2年7月に審査請求をするため年金事務所に出向いたが、期限が経過しており請求できないことを説明された。新たな提出資料はないが、請求期間の年金記録は消されており、審査請求したいので、再度審議をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) B社から提出された請求者に係る人事記録により、請求期間のうち、昭和45年12月23日以降の期間については在籍が確認できるものの、同社の担当者は、昭和46年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでは試用期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していない旨陳述していること、ii) 上述の人事記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、B社は、当該記録は同社で保管する原簿を基に作成しており、請求期間に請求者の年金記録はなく、請求者が誤って記録されていたと主張するCという氏名での年金記録も確認できない旨回答していること、iii) D健康保険組合は、請求者のA社に係る健康保険の被保険者記録について、被保険者情報の保存期間が経過しており記録を確認できない旨回答していること、iv) 請求者が記憶するA社の同僚3名のうち、2名は既に亡くなっており、請求者は残る1名への照会を希望しておらず、同僚からは請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないこと、v) 日本年金機構が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者(整理番号134947番から231920番ま

で)の記録を確認したものの、氏名(請求者が主張する誤った氏名を含む。)及び生年月日が請求者と同一の厚生年金保険被保険者記録は確認できないことなどから、すでに平成29年5月26日付け及び平成31年4月23日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が消された旨強く主張し、審査請求をするために再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者からは新たな資料の提出もなく、請求者が厚生年金保険被保険者記録を消されたと主張する社会保険事務所(当時)の担当者及び当時の経緯について、日本年金機構は、資料の保管はなく、担当した職員の特定は不可である旨回答していることから、請求者の主張のみでは、上述の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、上述の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。